

連合鳥取 2026・2027年度運動方針

安心社会へ 果敢にアクション！
～広げよう「理解・共感・参加」の輪～

1. はじめに

私たち連合鳥取は、2024年11月の第32回定期大会で「2025年度運動方針」を確認し、「働くこと」に軸を置き、働く仲間一人ひとりの尊厳とくらしを「まもり」、働く仲間・地域社会を「つなぎ」、社会・経済の新たな活力を「創り出す」活動を開いてきました。

世界に目を向ければ、各地で続く戦争・紛争など地政学的緊張の高まり、各国の自国優先主義的な政策動向、民主主義の後退といった潮流が重層的に絡み合い、分断と不安定化を引き起こしています。アメリカのトランプ政権による関税政策や多様性など国際社会の協調のもとに積み上げられてきたルールを否定する動きは、貿易をはじめ国際社会に分断や混乱を生じさせています。こうした動きは国内にも波及し、経済の先行き不透明感や社会不安を生み出しています。景気・雇用の情勢変化に対する機敏な政策対応はもとより、エネルギーや原材料、食糧の供給リスクが顕在化する中、経済安全保障・食料安全保障の確保など、国民生活の安定をはかる対応が求められています。

日本においては、賃金上昇の流れは着実に広がっているものの物価上昇に追いつかず、家計は厳しさが続いている。とりわけ生活困窮層や非正規雇用で働く人々に深刻な影響が及んでおり、まさに今、将来への希望と安心感を持てる局面に移行できるか否かの岐路にあります。物価を上回る持続的な賃上げを定着させるとともに、雇用と生活のセーフティネット拡充、恒常的な居住保障の仕組み、生活困窮層への支援の拡充などの政策・制度を一つひとつ着実に実現していく必要があります。また、生産年齢人口の減少に伴う慢性的な人手不足は職場に影響を及ぼし、持続的な経済発展の制約要因としても大きな課題となっています。都市部への人口流出や東京一極集中の加速は、地域の経済やコミュニティの疲弊を招いており、安心して暮らせる活力ある地域づくりに向けて労働組合の積極的な関与も求められます。

一方、国内の政治情勢は、与党が過半数割れとなった2024年秋の衆議院選挙以降、予算案の衆参両院における修正などで野党が一定の存在感を發揮しました。さらに、2025年夏の参議院選挙の結果、衆参両院での与党過半数割れが実現したことと、連合が求める政策・制度のさらなる前進が期待されます。その一方で、この間の選挙結果は、国民の中に蓄積された政治への不満や不信、怒りの表れであるともいえ、与野党を問わず、現下の物価高への対策だけでなく、将来世代に対する責任を果たすためにも、社会のグランドデザインを明示し、わが国が抱える構造的課題の解決に真摯に取り組むことを通じて、政治への信頼回復をはかることが求められます。

2025年は第二次世界大戦の終結、広島・長崎への原爆投下から80年という節目の年です。戦争の体験や記憶を次世代に継承することも含め、平和を求める発信を続けていかなければなりません。しかし今なお、世界各地で平和や核軍縮の理念に逆行する動きが続いています。ロシアはウクライナに対する軍事侵略を継続し、中東における深刻な人道上の問題も続いています。ミャンマーでは軍当局による市民への弾圧と人権侵害が続き、北朝鮮の核・ミサイル開発も懸念されます。国際社会の協調による平和に向けた具体的かつ持続的な外交努力が強く求められる中、唯一の被爆国である日本が果たすべき役割は重要であるといえます。

2. 2026・2027年度運動の基軸

社会経済が大きな転換点にある今だからこそ、働くということに最大の価値を置きつつ、自立し、支え合い・助け合い、誰もが幸せを享受できる社会の実現に向け、私たちは連合ビジョン「働くことを軸とする安心社会ーまもる・つなぐ・創り出すー」の価値観や込めた思いを改めて認識し、運動を前進させなければなりません。とりわけ、労働組合としての社会的責任を踏まえ、社会の様々な不条理に対して声を上げ、すべての働く仲間の雇用とくらしを守る行動を積み重ねていくことが重要です。

2026・2027年度においては、まさに私たちがステージを変えるとの強い決意のもと、組織拡大やジェンダー平等・多様性推進、政策制度の実現をはじめとする連合運動の根幹となる様々な取り組みを確かなものにしていくことが必要です。連合運動の持続可能性の確保に向けたこの間の取り組みを土台に、果敢なアクションで、安心社会の実現に向けて前進させていきます。

- 組織拡大・強化は、連合運動を支える最重要課題と位置づけ、構成組織・単組・連合本部・連合鳥取が連携し、一体となった取り組みを進め、労働組合の存在価値・地域社会への発信力を高めていきます。
- 政策・制度の取り組みにおいては、少子高齢化・人口減少、所得格差の拡大など、構造的な課題の解決に向け、働く者の最低基準である労働基準法制を堅持したうえで、集団的労使関係の強化や長時間労働の是正をはかり、労働者保護の観点に立った法改正と実効性確保を求めます。また、持続可能で包摂的な社会保障制度などの構築、必要な安定財源の確保や所得再分配機能の強化など、課題と対策を整理し、税と社会保障の一体改革に向けた取り組みを進めます。
- 春季生活闘争の取り組みとしては、積極的な「人への投資」によって、中小企業や非正規雇用で働く者を含め、すべての働く仲間の賃金が継続的に上昇し経済・賃金・物価が安定的に上昇する新たなステージをしっかりと社会に定着させるべく、物価を上回る賃上げの流れを中長期的に継続することに加え、格差是正の大きなうねりを創り出していきます。
- ジェンダー平等の推進においては、「ジェンダー主流化」を推進するとともに、固定的性別役割分担意識の払拭、働く現場のみならず、家族間や社会における

慣習や慣行の見直しに向けて取り組みます。また、「労働組合における男女平等参画」「職場・社会におけるジェンダー平等の推進」を目標とする「ジェンダー平等推進計画」フェーズ2の進捗を迅速に把握・共有し、構成組織・単組の取り組み支援に努めます。

- 政策と運動の連動で「理解・共感・参加」の輪を拡大させることによる参加型運動を確立するとともに、地域社会に向けた発信力の強化をはかります。
- 2026年1月の中央会費制度移行期間の開始(第1ステップ)および第2ステップ(2027年1月)への移行が円滑に進むよう、連合本部との連携をはかります。また、連合運動の持続可能性の観点などから、財政基盤の検証を進めます。

運動方針（各論）

1. 組織運営の基本

- (1) 第34回定期大会を2026年11月、第35回定期大会を2027年11月に開催します。
- (2) 組織運営の基本を執行委員会に置き、構成組織の参画と相互責任を持ち合える組織運営を構築し、執行委員会を原則1回/月定例開催します。
- (3) 具体的運動の実施にあたっては、執行委員会構成員の任務分担による担当局が行うこととし、企画から実践までの主体的役割を果たします。なお、運動全般について、総合評価を行い課題の優先順位つけおよび財政との連動をはかり効果的な運動を展開します。
- (4) 運動の継続・継承および、活性化をはかる観点から副会長を増員し、各局の責任者を担うことにより主体的な運動への参画を進めます。
- (5) 三役（会長、副会長、事務局長）および各局長、地協議長による企画委員会を構成し、組織運営の基本、主要事案および各局相互の連携等について協議を行い、その協議結果は執行委員会に諮り決定します。
- (6) 構成組織と丁寧な合意形成を図り、組織運営と運動の基本方針は連合鳥取が担い、各地域における運動の実践は地域協議会が担うことを基本とします。
- (7) 持続可能な財政基盤の確立に向けて、収支状況を適時適切にチェックし、適正な運用に努めます。加えて、会計管理体制（内部統制）の強化・透明性向上に引き続き取り組みます。

〔重点分野1〕

すべての働く仲間をまもり、つなぐために、組織拡大・強化を最重点取り組みと位置づけ、集団的労使関係の追求と、社会に広がりのある運動の推進

働きがいがあり、安全で安心して働く職場の実現には、健全な労使関係を前提とした労働組合の存在は必要不可欠であるとの認識のもと、同じ職場で働く仲間の組織化や未組織企業・団体などの組織化に取り組みます。ナショナルセンターの責務として、働く仲間の環境変化に対応した集団的労使関係の拡充・強化を追求するとともに、構成組織・連合本部・連合鳥取は、労働組合の存在意義・役割をより一層社会・職場に浸透させ、「理解・共感・参加」の好循環により社会に広がりのある運動を推進します。

1. 「組織拡大プラン 2030」の実現に向けた組織拡大・強化の取り組みの深化

- (1) 組織拡大・強化に資源を集中させ、組織拡大目標の必達にこだわった取り組みを進めます。構成組織はパート・契約・再雇用労働者や子会社・関連会社の組織化に、連合鳥取は中小・地場の未組織企業の組織化に取り組み、「組織拡大プラン 2030」の実現に向けて総力を挙げて組織拡大運動を展開します。
- (2) 組合員減少に歯止めをかけるため、「組織拡大に向けた実態調査」結果を踏まえ、特に企業内の組織拡大・強化に重点をおき、過半数組合の維持・拡大、組合員範囲の見直しや企業組織再編時の労働組合の取り組み支援などを行い、構成組織と連携して取り組みます。
- (3) 次世代の組織拡大を担う人材の育成・確保に向け、より多くの多様な人材が組織拡大に関わる機会と経験を増やすとともに、組織横断的な活動の展開、体制強化をはかります。
- (4) 健全な集団的労使関係の重要性・労働組合の存在意義・必要性を経営者団体・業界団体などへ働きかけます。また、あらゆる機会を通じて組織拡大の可能性を広げる世論喚起・機運醸成をはかります。

2. 多様な就労者を含めた集団的労使関係の構築・強化

- (1) すべての職場における集団的労使関係の構築に向け、労働組合の必要性や役割などを社会に広く訴求するとともに、その基盤強化につながる組織化・組織強化を進めます。また、職場における過半数代表制の適正な運用徹底や、規定の厳格化などに取り組みます。
- (2) 事業譲渡や買収など企業の事業再編に伴い、当該企業の労働組合が影響を受ける事例もあることから、事業再編等に関わる相談をはじめとする労働組合の取り組み支援や、企業の再編を契機とした組織化・組織拡大に取り組みます。

3. 働く仲間をつなぎ支える取り組みの推進と新たな課題へ対応

- (1) フリーランスのセーフティネットの強化・拡充に向けて、労災保険の特別加入団体「連合フリーランス労災保険センター」の加入促進活動の強化に取り組みます。
- (2) 地域ゼネラル連合創設に向けて、「連合・とつとりユニオン」の体制整備を行うとともに、統一共済制度の導入など、連合本部と連携した取り組みを行います。

4. 連合プラットフォーム(笑顔と元気のプラットフォーム)を活用した中小企業・地域の活性化に向けた取り組み

- (1) 中小企業の持続的な発展と、そこで働く人たちが安心してくらすことができる地域の活性化に向け、「地方創生 2.0」の動向を踏まえつつ、産官学金労言と連携した「笑顔と元気のプラットフォーム」を活用し、より一層取り組みを強化します。
- (2) 中小企業を支える経営諸団体や、教育機関などとの日常的な連携を強化し、情報を共有するとともに、中小企業の労使が抱える共通の課題などへの対策について取り組みを進めます。

5. 政策と運動の連動で、「理解・共感・参加」の好循環による社会に広がりのある運動の推進

- (1) 連合の取り組みについて、これまで以上に分かりやすく親しみやすい表現を用いるなど工夫を行い、「理解・共感・参加」の好循環に向け、「連合アクション」を展開します。
- (2) 労働運動の理解促進に向け、「イメージアップ戦略」や「若者とともに進める参加型運動」を踏まえた「05(れんごう)の日」の取り組みをはじめとする各種運動を積極的に推進します。
- (3) タイムリーな情報発信に向け、広報宣伝スキルの向上や体制整備を行い、発信力の強化をはかります。

〔重点分野2〕 安心社会とディーセント・ワークをまもり、創り出す運動の推進

高止まりする物価や米国の保護主義政策への転換など国内外の情勢変化に対応するとともに、わが国の構造的な課題である少子高齢化・人口減少、所得格差の拡大などへの対応をはかります。また、GXやDXが進展する中で、「人への投資」の拡充や雇用のセーフティネットの維持・強化など、すべての働く仲間のディーセント・ワークの実現に取り組みます。あわせて、政策実現に向けた取り組みを推進するため、情報発信力の強化、連合鳥取推薦議員団との連携をはかります。

1. 賃金・労働諸条件の向上と地域社会を支える中小企業の基盤強化

- (1) 2025春季生活闘争まとめや取り巻く情勢を踏まえ、「人への投資」と物価を上回る持続的な賃上げなど総合生活改善闘争に取り組みます。企業規模間、雇用形態間、男女間などの格差是正をはかり、労働条件の社会横断化を促進します。
- (2) 中小企業の経営基盤の強化と地域社会の活性化をはかるため、価格転嫁が進んでいない中小企業等の実態を踏まえ、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の実現に向けて適切な価格転嫁・適正取引や「パートナーシップ構築宣言」の拡大・実効性強化などに取り組みます。また、経営諸団体等や組織内議員との連携を進め、公契約基本法、公契約条例、中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組みをより一層強化します。
- (3) 地域別最低賃金の大幅な引き上げと地域間額差の是正に向けた運動を進め、社会的セーフティネットの重要性を社会に浸透させます。また、公正競争と魅力ある産業に資する労働条件設定のために、新設を含めた特定最低賃金の積極的な活用にむけ、課題を整理し取り組みを推進します。
- (4) すべての働く仲間が生きがい・働きがいを通じて豊かに働くことのできる社会をめざして、「豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現」をはかります。

2. 社会保障・教育と税制の一体改革に向けた取り組み

- (1) 高止まりする物価や米国の保護主義政策への転換など国内外の情勢変化に対応するとともに、国家財政に関する歳出と歳入の徹底した見直しにより、将来世代への負担の付け回しに歯止めをかけ、働く仲間・生活者の立場に立った予算と税制の実現に取り組みます。具体的には、持続可能で包摂的な社会保障制度などの構築に必要な安定財源の確保や所得再分配機能の強化など、わが国が直面する課題を踏まえ必要となる対策を整理し、税と社会保障の一体改革に向けた取り組みを進めます。
- (2) 行政や社会のデジタル化を進め、マイナンバー制度を活用した社会的セーフ

ティネットの構築など、持続可能で包摂的な社会の実現に向けた取り組みを推進します。

- (3) 誰もが安心して暮らせるよう、社会保障構想（第三次）改訂版にもとづき、子ども・子育て支援、生活困窮者自立支援、医療、介護、障がい者福祉、年金など、持続可能な全世代支援型社会保障制度の実現に向けて取り組みます。
- (4) 医療・介護・保育など社会保障サービスを担う人材確保に向けて、診療報酬・介護報酬改定などにより、現場労働者の賃金引き上げや労働条件の改善に資する施策が充実されるよう取り組みます。
- (5) 社会全体で子どもたちの学びを支えるとともに、教育の質的向上に向けて、学校の働き方改革の取り組みを促進します。また、主権者教育・労働教育・消費者教育など、社会人として諸課題への対応に必要な資質・能力を育成するための教育や、リカレント教育の推進に取り組みます。

3. 持続可能で包摂的な社会を実現するための経済・社会・環境課題の統合的解決に向けた取り組みの推進

- (1) 経済安全保障・食料安全保障を総合的に進めていくことを求めます。また、経済、社会や産業構造の変革に向け、DXによる経済・社会全体のデジタルインフラの整備や変化への対応を求める取り組みを推進します。さらに、AIの活用に向けた各種支援の検討や、AIのもたらし得るリスクに対する低減策の推進を求めます。
- (2) 東京一極集中に歯止めをかけるとともに、地方の活性化に向けて、連合本部と連携し、政府による地方創生2.0の取り組みへの参画をはかります。
- (3) カーボンニュートラルをはじめとする気候変動対応や循環型社会の構築など環境分野の課題解決に向けて、連合エコライフなど職場や地域・家庭における脱炭素の取り組みを推進します。また、「GX2040 ビジョン」や「地球温暖化対策計画」において「公正な移行」が具現化するよう取り組むとともに、連合本部と連携し、GX政策の必要な見直しを求めます。

4. すべての働く仲間のディーセント・ワーク実現に向けた雇用・労働政策の推進

- (1) 経済社会情勢が変化するなか、労働者の雇用安定に資するよう、産業政策等と連携し、地域における良質な雇用の確保を含め雇用政策の強化に取り組みます。また、セーフティネット機能の維持・拡充の観点から、雇用保険の適用拡大や、労働保険特別会計の財政安定化、マッチング機能の強化、求職者等への職場情報提供の充実などを求めます。
- (2) 働く者の技術・技能やキャリア向上に向けて、非正規雇用で働く者を含め、雇用形態や企業規模等に関わらず、誰もがキャリア形成の機会を確保できるよう、能力開発など「人への投資」を拡充するとともに、能力向上と待遇改善につなげる仕組みの導入を求めるなど、能力向上と待遇改善の好循環の実現に取り組みます。

- (3) 法改正などについては、重点政策などを踏まえ以下の通り対応をはかります。
- ・ 働く者の最低基準である労働基準法制を堅持したうえで、集団的労使関係の強化や長時間労働の是正に向け、労働者保護の観点に立った法改正と実効性確保を求めます。また、労働者概念を拡充し、より多くの働く者が労働関係諸法の保護を受けることができるよう求めます。
 - ・ 同一労働同一賃金制度については、あらゆる待遇の雇用形態間格差を是正し、公正な待遇の下で働くことができる環境の実現に向け、法制面の強化と実効性確保を求めます。
 - ・ 働きづらさを抱える障がい者が、安心して働き続けられるよう、雇用の質の向上をはかるとともに、障害者雇用のさらなる促進に向け、障害者雇用率の向上につながる施策の見直しを求める。
- (4) 「働き方改革関連法」のさらなる定着に向け、Action!36 などを通じ、労働時間管理や36協定の適正化の徹底、働き方の改善につながる商慣習の見直しを推進します。また、同一労働同一賃金の実現に向け、正規雇用労働者とパート・有期雇用・派遣労働者との間などにおける不合理な待遇差の是正に取り組みます。
- (5) 個人事業者等を含む、就業者の業務上災害の撲滅に向け、連合労働安全衛生取り組み指針（2023年度～2027年度）にもとづき、職場環境改善やメンタルヘルス対策などに取り組みます。また、改正労働安全衛生法の周知および適正な指導・監督、必要な措置の実施とともに、被災労働者が迅速かつ公正な保護を受けることができるよう、労災保険制度の充実を求める。
- (6) 外国人技能実習制度や、育成就労制度、特定技能制度については、制度の趣旨・役割を踏まえた厳格な運用と管理体制の強化を求めるとともに、「ビジネスと人権」も踏まえた労働者保護の取り組みを進めます。
- (7) 事業譲渡、合併など、あらゆる事業再編において、労働組合等への事前の情報提供・協議を義務づけるなど、労働者保護を強化します。また、事業再編等に関する法令などの周知・広報を強化するとともに、事業再編・倒産に関し構成組織・連合本部と連携して対応をはかります。
- (8) 働き方の多様化が進展する中、フリーランスやスポットワークによるトラブルの実態を把握するとともに、労働関係諸法の適正な保護を受けられるよう取り組みます。
- (9) 不当な解雇を誘発しかねない解雇の金銭解決制度について、構成組織・連合本部と一体となって取り組み、導入を阻止します。

〔重点分野3〕

ジェンダー平等をはじめとして、一人ひとりが尊重された「真の多様性」が根付く職場・社会の実現

性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、誰もが多様性を認め合い、互いに支え合う、公正な職場・社会の実現をめざし、男女平等参画を推進するとともに、ジェンダー平等や「真の多様性」に向けた法整備、職場環境の改善などの取り組みを展開していきます。また、「フェアワーク」の実現に向けて、非正規労働問題をはじめとする多様な働く仲間の課題解決に向けて取り組みを進めます。

1. 性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、やりがいを持って働くことのできる職場・社会の実現

- (1) あらゆるハラスメントの根絶に向けて、鳥取県や鳥取労働局と連携し、各事業分野の特性を踏まえた対策や「労働者」以外の者へのハラスメント対策を求める。加えて、就活生をはじめとする求職者等へのあらゆるハラスメント対策の法制化や、ハラスメントそのものを禁止する規定の創設など、国内法のさらなる整備や I L O 第 190 号条約の批准に向けて取り組みます。
- (2) アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の自覚を促す取り組みを推進するとともに、ジェンダー・バイアス、固定的性別役割分担意識の払拭、働く現場のみならず、家族間や社会における慣習や慣行の見直しに向けて取り組みます。また、性的指向・性自認（S O G I）の多様性を尊重し、差別を禁止する法律の制定、多様性を認め合う社会風土の醸成に向けて取り組みます。
- (3) 多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会と、それに相応しい制度の構築に向けて、選択的夫婦別氏制度の導入や同性パートナーの権利の確保など、民法をはじめとする法整備を推進します。加えて、改正民法（家族法）の運用が子の福祉の確保に資するものとなるよう周知・啓発を促すとともに、法施行後は適正な運用を求めます。
- (4) 日本で働く外国人労働者・留学生が抱える仕事やくらし、人権などの諸課題に向き合い、互いに認め合う「共生」に向けた環境整備を推進します。

2. 男女平等参画、ジェンダー平等の推進、均等待遇、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取り組み

- (1) 労働組合、政治、経済など、あらゆる分野で女性の指導的地位に占める割合を国際的水準も意識しながら引き上げるため、クオータ制の導入をはじめとするポジティブ・アクション強化に向けた取り組みを推進します。
- (2) あらゆる法律・政策の立案・実施・評価などすべての段階において、男女それぞれに及ぼす影響を考慮するプロセスである「ジェンダー主流化」を推進します。

- (3) 2030年9月までを計画期間とする連合鳥取「ジェンダー平等推進計画」フェーズ2の目標達成に向け、進捗を迅速に把握・共有し、構成組織の取り組みを支援します。
- (4) 雇用の分野における実効性ある性差別の禁止に向けて、男女雇用平等法の実現に取り組みます。また、正規雇用労働者とパート・有期雇用労働者間の不合理な待遇差は正および間接差別の解消に取り組みます。あわせて、すべての企業で女性活躍の推進がはかられるよう、「男女間賃金差異」「女性管理職比率」をはじめとする積極的な情報公表と格差の要因分析・是正に向けた取り組みを推進します。
- (5) 育児や介護の両立支援制度の周知に取り組むとともに、長時間労働を前提とした働き方を見直し、雇用形態や性別、家庭環境にかかわらず、だれもが仕事と生活を両立できる職場環境の実現に向けて取り組みます。
- (6) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（2024年4月1日施行）にもとづいた鳥取県および各市町村の基本計画の策定・公表および着実な実行、民間団体との連携を通した実効性ある多様な支援を包括的に提供する体制の整備を求めます。

3. 「フェアワーク」推進の取り組み

- (1) 非正規労働問題をはじめとする多様な働く仲間の課題解決に向け、WebやSNSなどを積極的に活用するなど社会的発信力を強化し「職場からはじめよう運動」の一層の推進をはかります。
- (2) 非正規雇用・曖昧な雇用・若年労働・外国人労働など多様な働く仲間とのつながりの拡大、および労働組合づくりや労働条件の改善、政策への反映や社会的波及力の強化に向けた取り組みを進めます。

4. 連合労働相談対応の強化に向けた取り組み

- (1) 多様化する労働相談への対応力の維持・向上に向けて、相談員のスキルアップをはかるとともに、労働相談情報を共有し、構成組織の労働相談対応に活かします。
- (2) 労働相談からの労働組合づくりの強化に向けて、連合労働相談センター・構成組織・連合本部との連携強化をはかります。
- (3) 労働相談・各種データベースの活用により、連合鳥取の政策実現の取り組みを強化します。
- (4) AIチャットボット「ゆにボ」の多言語機能の特性を活かし、外国人労働者をはじめ各方面への活用・周知をはかります。

〔推進分野1〕

社会連帯を通じた平和、人権、社会貢献への取り組みと次世代への継承

志を同じくする仲間の思いと力を、幅広く国民的課題や地域の課題に対して發揮していくとともに、戦争や大規模災害などの実相を風化させず継承していきます。また、社会貢献活動への参加体験を通じ仲間の思いを結集し、運動の力を高めていきます。

1. 支え合い助け合い運動の推進

- (1) 「ゆにふあん」のプラットフォームを活用して、連合鳥取が展開する社会貢献活動を、組合員、地域住民、N P O・N G Oと共有することで、労働組合運動の理解・促進につなげるための取り組みを展開します。
- (2) 「連合・愛のカンパ」について、連合本部と連携し、支援団体の精査に努めるとともに、「ゆにふあん」との有機的連携を行うことなどにより支援団体のフォローアップ活動に取り組みます。

2. 平和運動の推進

- (1) 平和4行動の推進に向けては、戦争の実相を学び、次代に継承する運動を継続するとともに、連合本部と連携し、恒久平和の実現をめざします。
- (2) 平和4行動においては、①在日米軍基地の整理・縮小と日米地位協定の抜本的見直し、②核兵器廃絶と被爆者支援、③北方領土返還と日ロ平和条約の締結、の着実な前進に向けて、関係団体と連携した取り組みを強化します。
- (3) 原水禁、KAKKINなどと連携をはかり、核兵器廃絶に向けた取り組みを推進します。

3. 多様化する人権に関わる課題への対応

- (1) 多様化する今日的な人権に関わる諸課題について、関係団体などと連携し、問題意識の喚起や法整備などの対応をはかります。
- (2) 人権侵害救済法（仮称）の制定、就職差別撤廃、北朝鮮による日本人拉致問題などの継続課題について、関係団体と連携した取り組みを推進します。

4. 自然災害への取り組み強化

- (1) 自然災害からの復興・再生に向けた取り組みを継続します。
- (2) 地域での防災・減災対策、災害時要援護者や女性、子ども、外国人など災害弱者対策の強化・充実に取り組みます。

5. メーデーの取り組み

- (1) メーデーについては、労働者福祉事業団体やN G O・N P Oをはじめとする

諸団体と連携し、働く仲間や地域の人々が結集する場の持つ訴求力を活かしつつ、労働者の地位や労働条件の向上、人権・労働基本権の確立、民主主義の発展、恒久平和の実現に向けて、広く社会に訴える取り組みを展開します。

〔推進分野2〕

健全な議会制民主主義と政策実現に向けた政治活動の推進

今一度、「連合の進路」の「綱領」にある「われわれは、あくことなくよりよい未来に希望をもち、国民の先頭に立ち、自由、平等、公正で平和な社会を建設する」に立ち返り、多様な民意が尊重され、合意形成が重んじられる健全な議会制民主主義を確立するための活動を推進します。また、真に働く者・生活者の立場に立つ政治家との連携を強化することで、連合の政策・制度の実現をめざします。

1. 政治活動の基本

- (1) 「働く者・生活者を優先する政治・政策の実現を求める」、「与野党が互いに政策で切磋琢磨する政治体制の確立に向け、政権交代可能な二大政党的体制をめざす」など「連合の政治方針」の「連合の求める政治」を基本に、「働くことを軸とする安心社会 一まもる・つなぐ・創り出すー」の実現に向けて、構成組織・連合本部・連合鳥取が一体となって政治活動を進めます。

2. 政治活動の具体的推進

- (1) 国政選挙や各種地方選挙に取り組み、推薦候補者の当選に全力を尽くします。
- (2) SNSやインターネットを活用した政治活動・選挙運動の展開に向けた学習機会を提供することで、執行部や組合員が情報を正しく理解し、適切に運用する能力の向上に取り組みます。あわせて、連合政治アンケート調査の結果を分析することで、組合員の意識を踏まえた政治活動への取り組み方を検討し、政治への関心喚起および政治参加につなげます。
- (3) 選挙における法令遵守の徹底をはかるとともに、労働組合の社会的責任としての棄権防止や期日前投票を含めた投票促進を、関係団体とも連携しながら広く世の中に呼びかけます。
- (4) 特に若年層の低投票率に鑑み、主権者教育の推進について、鳥取県などとの連携のもと、有権者全体の課題として普及・促進に取り組みます。

3. 健全な議会制民主主義の実現に向けた政治改革への取り組み

- (1) 国民の権利保障に資する投票環境の整備や参議院選挙における合区の解消、デジタル時代に即したしくみのアップデートなど、公正・公平で有権者の立場に立った選挙制度の改革と運用を求めます。
- (2) 情報開示の徹底と審議の充実、運営の効率化と同時に、行政監視機能と立法機能の強化など、国権の最高機関にふさわしい国会への改革を求めます。
- (3) 政治分野における男女共同参画をはじめ、多様な民意を適切に反映するための政治改革とともに、政治資金の徹底した透明化を通じた国民が信頼できる政治の実現を求めます。

4. 地方政治の活性化

- (1) 連合鳥取推薦議員と連携し、地方における政策実現力の強化はもとより、なり手不足の解消を含む地方政治の活性化に向けた有効策を検討します。あわせて、男女共同参画推進のためにも、立候補および兼業しやすい職場環境の整備や地方議会の運営の見直しなどを進めます。
- (2) 組織内議員の擁立に向け、「組織内議員拡大マニュアル～地方議員をつくろう！～」の周知をはかります。

〔推進分野3〕

ディーセント・ワークの実現に向けた国際労働運動の推進

民主主義の後退や労働法規の改悪などの中で起きている人権・労働組合権の侵害行為へ毅然と対処していくため、連合の「国際労働戦略」を踏まえ、集団的労使関係にもとづく建設的労使関係を礎とした国際労働運動を推進します。また、ロシアのウクライナ軍事侵略、物価高などがもたらす生活危機・困窮など、国際情勢の不安定化と不確実性が増す中、世界において多発している労使紛争の未然防止や解決促進などに取り組みます。

1. 人権・労働組合権・民主主義の擁護・確立

- (1) 連合本部の取り組みを通じ、アジア太平洋地域を中心とする人権・労働組合権・民主主義が脆弱な国での民主的な労働運動を支援します。
- (2) 「ビジネスと人権に関する連合の考え方」にもとづき取り組みを強化します。

2. 国際組織との連携強化

- (1) 連合本部が取り組む各種国際組織との連携強化を通じ、国際的な各種課題の解決に向けた取り組みに参画します。

3. 労使紛争の未然防止および解決促進に向けた取り組み

- (1) 「ILO多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」、「OECD多国籍企業行動指針」、「OECDデューデリジェンス・ガイダンス」など企業行動の国際ルールについて、組織内における理解促進の取り組み強化を通じ、より良い企業行動を促進します。

〔推進分野4〕

連合と関係する組織との相乗効果を発揮し得る人財の確保・育成と 労働教育の推進

人材の確保・育成・教育は、労働運動の継承と発展を支える喫緊の課題と受け止め、様々な知見を集約し、連合と関係する組織とともに相乗効果を発揮できる体系を構築していきます。また、組織内外に対しての労働教育および労働に関するルールや働く仲間の権利などを幅広く学べる機会の充実をはかります。

1. 連合運動を支える人財の確保と育成

- (1) 持続可能な連合運動を支える人材を安定的に確保し、継続的に育成するため、将来の連合運動の持続性を見据え、組織・人材の在り方等について議論・検討を進めます。
- (2) 連合運動を担う次世代リーダーの育成としてジェンダーバランスを踏まえた次世代リーダーの人材育成を推進します。

2. 組織内外における幅広い労働教育の推進

- (1) ワークルールのさらなる普及をはかるため、「ワークルール検定」の受検者の拡大に向けて取り組みます。
- (2) 大学・高校出前講座など将来を担う若い世代への労働教育を積極的に進め、連合や労働組合の認知度向上をはかります。

以上